

報告第8号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第7号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年8月8日

幕別町長 岡田 和夫

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成25年6月25日午後3時40分頃、幕別町字依田375番地1地先、町道日新線において、相手方が運転する車両が通過した際に、道路区域内の樹木が腐食により倒れ、その衝撃によりフロントガラスを損傷する事故が発生したことから、これに対する物的損害額及び代車費用を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 220,869 円

3 損害賠償及び和解の相手方

町内在住の女性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費及び代車費用とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。